

2.基本活動

I 基本活動

納税者団体として、会員の事業経営の更なる発展を通じて地域社会に寄与するとともに、申告納税制度の健全な発展と納税道義の高揚に努める。

- 1 会員及び地域住民並びに税務当局から信頼され、かつ、評価される事業を積極的に展開する。
- 2 会員増強運動を推進する等組織の拡充を図り、会組織の基盤を一層堅固なものとし、健全な納税者団体としての発展を期する。
- 3 会員の質的向上を図り、税務当局との相互信頼を保持しつつ、税務行政の円滑な運営に協力し、もって申告納税制度の発展に寄与する。
- 4 税務知識の普及啓蒙活動、租税関係法令及び、通達等の講習会等の開催を通じて、自計主義を徹底し、誠実な記帳能力の向上と適正な申告指導に努め、もって、納税道義の高揚に資する。
- 5 経営の合理化、生産性の向上、事業の健全な発展に資するための経営、経理及び、労務に関する指導を行う。

II 事業計画

- 1 組織の拡充に関する事業
 - (1) 会員増強及び会勢拡大に努め、会活動の活性化及び財政基盤の充実を図る。
 - (2) 会員、役員及び事務局の連携強化に努め、会運営の円滑化を図る。
 - (3) 役職員の後継者の育成及びリーダーシップの醸成に努める。
 - (4) 地域に密着した活動を通じ、会活動の地域社会への浸透を図る。
 - (5) 先進青色申告会の視察等を通じ、事業活動の拡大及び充実を図る。

2 指導に関する事業

- (1) 正規の簿記による「青色申告特別控除」の適正な適用を期するため、全会員を対象に、支部単位で完全記帳の指導会研修会を積極的に実施する。
- (2) 自己研鑽運動を展開し、記帳能力の向上を図る。
- (3) 各種研修・説明会を行い、申告所得税、消費税、源泉所得税等の税知識の普及に努める。
- (4) 「新規青色申告者」をはじめ、完全自計未了者に対し集合・個別指導を一貫して行う。
- (5) 消費税課税事業者に対する、指導研修会を積極的に実施する。

3 連帯・協調の醸成に関する事業

会員相互のカルチャー活動等を通じて、連帯・協調の一層の醸成に務める。

4 組織の充実にに関する事業

- (1) 青色拡大推進員(全役員)講座を開設し、納税道義の高揚を図り、また、会員との対話等を通じて、適切な指導を期するとともに、青色申告制度の認識を高め、支部組織の強化を図る。
- (2) 青年部及び女性部の充実・強化を図り、後継者の育成及びリーダーシップの醸成に努める。

5 広報に関する事業

- (1) 「青色だより」等の機関紙を発行し、会活動の周知を図る。
- (2) 税、経営等の情報を提供し、健全な知識の普及を図る。
- (3) 地域社会における活動参画を通じ、会活動の浸透を図る。

6 事業経営の発展に関する事業

- (1) 各種共済事業の普及及び拡大を通じ、事業経営の基盤強化及び発展に寄与する。また、会の財政基盤の充実を図る。
- (2) 金融相談等を通じ、事業経営の発展を援助する。
- (3) 労働保険、社会保険等の各種保険の普及及び拡大を通じ、事業経営の発展を援助する。

7 各種会議の開催

「組織基盤の確立」及び「所得税・消費税の確定申告の適正申告の推進」を円滑に実施していくため、各種会議の開催を積極的に行う。

以上